

総会

配布：限定

2013年10月1日

原文：英語

第68会期

議事日程議題 21(e)

グローバリゼーションと相互依存：国際移民および開発

総会議長により提出された決議案

国際的な人の移動と開発に関するハイレベル対話の宣言

総会は、

以下の宣言を採択する。

国際的な人の移動と開発に関するハイレベル対話の宣言

私たち、国家および政府の代表は、国際的な人の移動と開発に関するハイレベル対話にあたって2013年10月3日と4日にニューヨークの国際連合本部に参集した。

1. 国際的な人の移動は、起点、通過および目的地の国の開発にとって主要な関連性のある多次元的な現実であることを認識し、そしてこれに関連して国際的な人の移動は、社会的、経済的および環境的次元の開発を相当の注意を払って統合しつつまた人権を尊重しつつ、一貫した、包括的なまた釣り合いのとれた方法で対処されるべき分野横断的な現象であることを認識する。

2. 起点、通過および目的地の国の開発に対して移住者および人の移動により為された重

要な貢献並びに人の移動と開発との間の複合的な相互関係を認める。

3. 既存の制度および枠組の実績を改善すること並びに地域的および地球規模のレベルで国際的な人の移動と開発に関与した全ての利害関係者とより効果的に組むことにより開発を統合しまた人権を尊重する国際的な人の移動に関する効果的且つ包括的な議題に向けて活動することを決定する。

4. 国際的な人の移動が、起点、通過および目的地の国に対して提示している機会と課題に対処する私たちの公約を再確認する。

5. 人権を十分に尊重して、安全な、規律正しいそして規則的な人の移動を確保するため、不規則な人の移動の課題に、全体論的且つ包括的なやり方で、対処する国際的な協力の必要性を認識する。

6. 地球規模の、地域的なそして国のレベルでの国際的な人の移動と開発との間の相乗作用を強化する必要性を認識する。

7. 国際連合システム内および他の過程、とりわけ人の移動および開発に関するグローバル・フォーラム双方の異なる活動および地域的過程を通じた、並びに人の移動のための国際機構およびグローバル・マイグレーション・グループの他のメンバーの専門知識を利用した、国際的な人の移動と開発の関連する側面に対処することにおいて国際社会により為された取組を認識する。

8. ミレニアム開発目標を実現することにおける人の移動の重要な貢献を認め、そして人の動員がポスト 2015 開発アジェンダの綿密な仕上げにおいて適切に審議されるべき持続可能な開発のための主要な要因であることを認識する。

9. 起点、通過および目的地の国の開発における協力者として移住者が果たす重要な役割を認めそして移住者および人の移動の公的な理解を改善する必要性を認識する。

10. 全ての移住者の人権を促進することおよび保護すること並びに移住者の脆弱性を悪化させるかもしれない対処方法を避ける、起点、通過および目的地の国の役割と責任を認識しつつ、移住者の移住の地位、特に女性と子供の地位、に関わりなく、全ての移住者の人権と基本的自由を効果的に促進しまた保護し、そして国際的な、地域的な若しくは二国間の協力や対話を通してまた包括的および釣り合いのとれた対処方法を通して、国際的な人の移動に対処する必要性を再確認する。

11. 女性と女兒が、地球規模での全ての国際的移住者のほぼ半分の割合を占めることそして特に、ジェンダーの視点を政策に組み入れることにより、また人の取引および差別を含む、ジェンダーに基づく暴力と闘うための国内法、制度および計画を強化することにより、移住者の女性および女兒の特別な状況や脆弱性に対処する必要性を認識する。

12. これに関連して、家内労働に関与する者を含む、あらゆる部門における女性の移住労働者の保護のための適切な措置を制定する必要性を強調する。

13. 移住者の子ども、彼らの脆弱性を考えれば、とりわけ付き添いのいない子ども、の人権を保護しそして子どもの最善の利益が、統合、帰還および家族の再統合の政策においてまず第一に考慮すべき事柄であることを確保しつつ、保健、教育および心理社会的開発を提供する公約を表明する。

14. 適切な場合には、国際的な労働基準を尊重しまた促進する必要性を強調し、そして移住者の職場での彼らの権利を尊重する。

15. 移住者の保護のための国際的な制度に対する、全ての移住労働者とその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約を含む、適用可能な国際条約の貢献に留意する。

16. 人種差別主義、人種差別、外国人嫌いおよび移住者に対する関連した不寛容の行為、表現および表明並びに宗教若しくは信念に基づくものを含む、移住者に対してしばしば適用される固定観念を強く非難し、そして国家に対し、移住者に対して外国人嫌い若しくは不寛容の行為、表現若しくは表明が起きた場合には、そのような行為を行った者に対する刑事責任の免

除を撲滅するため、既存の法を適用しまた必要な場合には補強することを促す。

17. 人の取引を防止した闘い、取引の犠牲者を保護し、移住者の密輸を防止した闘い、そして搾取および他の虐待から移住者を保護する私たちの公約をくり返し表明し、国のそして地域の反人身取引政策を確立し若しくは適切な場合には、機能を向上させまた予防、取引業者の起訴および取引の犠牲者の保護に関する協力をより強固にする必要性を強調し、そして加盟国に対し、人の取引と移住者の密輸を防止することおよび闘うことに関する関連する国際的文書を批准し、加入しそして履行することを奨励する。

18. 加盟国に対し、労働の移動性を通したものを含む、安全な、規律正しいそして規則的な人の移動を促進する移動性計画について協力することを奨励する。

19. 若者および若い移住者の著しい脆弱性、事情および必要性並びに協力関係の社会的、経済的および文化的な橋を築く彼らの可能性および社会を通した理解力を認識する。

20. 政府、国際連合システムの全ての関連機関、当局、基金および計画、国際移住機関やグローバル・マイグレーション・グループ内の他の機構を含む、他の関連する政府間、地域的そして準地域的機構並びに民間部門を含む非政府利害関係者により、移住者および社会の双方の利益のために国際的な人の移動と開発に対処することにおいて、行われたあらゆる努力もまた認識し、そしてこの目標を念頭に置き、全ての関連する利害関係者の中の協力関係を強化する必要性を更に強調する。

21. 国際的な人の移動により与えられる課題と機会への対応を見出すため政府と市民社会との間の相互作用を深める必要性を強調し、そして特に極めて脆弱な条件の時に、移住者の福祉と彼らの社会への統合を促進する、非政府組織を含む、市民社会の貢献およびそのような組織の取組に対する国際社会の支援を認識する。

22. 移住する流れの複雑さと国際的な人の移動の動きは同じ地理的地域内で生じていることを認め、そしてこの文脈において、地域を通ったまた地域内の人の移動のパターンをよく理解することを求める。

23. 脆弱な状況において立ち往生させられた移住者を支えまた支援し、また彼らの出生国への自発的な帰還を促進し、また適切な場合には、協力するため、国際社会の調整された取組の重要性を認識しそして保護のギャップを特定しまた終えることを目的とした現実的なそして行動志向型の活動を求める。

24. 市民権のある国へ帰還する移住者の権利を強調し、そして当該国は帰還する国民が当然に受け入れられることを確保しなければならないことを想起する。

25. 環境的要因が人の移動に果たし得る役割を考慮する必要性を認識する。

26. 特に保健、社会および技術部門で高い技術を持った人の移動が途上国の開発努力にいかに関与するかを考慮する必要性を認識しそして循環性の人の移動を考慮する必要性を強調する。

27. 送金が民間資本の重要な源を構成することを認識し、そして源泉および受領国双方においてより安価な、早いそして安全な送金額の預け代えのための条件を促進する必要性を再確認する。

28. 可能な場合には、起点および目的地の国双方における開発に対する移住者の貢献に関するものを含む、国際的な人の移動に関する信頼できる統計資料の必要性を強調する。この資料は、持続可能な開発のあらゆる関連する側面における証拠に基づく政策および意思決定の計画を助長し得る。

29. 人の移動と開発に関するグローバル・フォーラムが、率直でまた開かれた討議の開催のために価値あるフォーラムとなることを証明したことおよび経験と良い慣行の交換を通してまたその自発的な、非公式の国家主導の性格のおかげで、参加した利害関係者の中の信頼構築に役立ったことを認める。

30. 国際連合システムが、開発のための国際的な人の移動の利益を最大化するために、人

の移動と開発に関するグローバル・フォーラムの討議および成果から利益を得ることができたことを認める。

31. 国際連合システムの全ての関連する機関、当局、基金および計画、国際移住機関およびほかのグローバル・マイグレーション・グループのメンバーを含む、他の関連する政府間、地域的そして準地域的機構、並びに国際的な人の移動および開発に関する事務総長特別代表に対し、その各々の職務権限の範囲内で、一貫した、包括的なそして調整された対処方法を採用し、そしてポスト 2015 開発アジェンダを制定する準備過程に対するその貢献における人の移動の問題を審議するため、国際的な人の移動と開発の問題により良くまた十分に対処するためその共同作業と協力を強化することを求める。

32. その機能を高めるためのまたその加盟機関内の一貫性と協調を促進するための措置に着手するためグローバル・マイグレーション・グループにより行われた最近の取組を歓迎し、そしてこれに関連して、グローバル・マイグレーション・グループと加盟国との定期的な相互作用の重要性を強調する。

33. 事務総長に対し、国際的な人の移動と開発に関する彼の本質的な活動を継続することそして国際移住機関を含む、国際連合システムと関連する機関と共同して、人の移住と開発の分野において行われた進展を評価することを継続することを要請する。

34. 事務総長に対し、総会の第 69 会期に総会に提出されることになっている国際的な人の移動と開発に関する彼の報告書の推敲において、このハイレベル対話の結果と討議に十分な考慮を払うことをまた要請する。